

教職員の皆様へ

大分大学危機対策本部長（新型コロナウイルス対策）

大分大学長 北野 正剛

新型コロナウイルス感染症に対する大学の感染症対策について（重要）（第9報）

新型コロナウイルス感染症が、世界中へ拡大しており、大分県内においてもクラスターが発生しました。以下の①～③に該当する方は、必ず各所属部局の担当者（以下、担当部局）まで届け出てください。

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断された方
- ② ①の方と濃厚接触*し、PCR検査の対象となった方
- ③ ②のうち発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）が出ている方と濃厚接触した方

毎朝、必ず体温測定を行って健康状態を観察し、発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、その他、体調不良を認める場合は、出勤をせず、各担当部局へ報告してください。また、家族内に出勤・登学停止者がいる場合は、保健管理センターにて登学の可否について判断しますので、自宅待機の上、連絡をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染症対策は、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」が基本です。別添のポスターを参照の上、感染症対策に万全を期してください。

大分大学では、現在、不可避の場合を除く県外への出張・旅行を禁止しています。また、4月7日、日本国内における感染者急増を受け、政府より緊急事態宣言が発令されました。**4月8日以降、緊急事態宣言の対象地域（4月8日現在は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）より大分県へ来県または帰県した方は、大学への出勤は停止し、健康観察を行いながら2週間、自宅待機してください。**また、外務省からは、全世界を対象に「危険情報」のレベル2が出されており、現在、海外への渡航も禁止しています。親族の危篤等による一時帰国などで、どうしても県外へ出なければならない方や、海外への渡航が必要な方は、各担当部局へ届け出が必要です。今後の対策として、

- 2020年2月1日以降、海外に渡航歴のない方や、2週間以内に政府より発動された緊急事態宣言の対象地域にいなかった方（最も多いケース） p.4
- 海外より帰国または来日した方 p.5
- 海外より帰国または来日した方（同居者等）と濃厚接触のあった方 p.5
- 4月8日以降、政府より発令された緊急事態宣言の対象地域より来県または帰県して2週間経過していない方 p.5

に分けて、フローチャートを作成しましたので、遵守してください。

*濃厚接触とは、患者と同じ家に住む人（家族など）、痰などの分泌物に予防策なしに接触した場合、対面で会話が可能な距離（目安は2メートル以内）で、予防策なしに30分以上ともに過ごした場合などをさす。すれ違った程度は含まない。

●2020年2月1日以降、海外に渡航歴のない方、4月8日以降、政府より発令された緊急事態宣言の対象地域にいなかった方（フローチャート①参照）

1. 毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常を含め体調不良を認める場合は、出勤をせず症状が改善するまで自宅待機とし、他人との接触は控えてください。速やかに担当部局へ届け出を行い、経過記録票の記入を開始してください。また、医療機関に受診が必要な場合は、まず電話をして症状を伝え、マスクを着用の上、受診してください。
2. 医療機関にて治療しているにも関わらず、下記①、②に当てはまる場合は、最寄りの保健所に電話で相談の上、指定された医療機関を受診してください。
 - ① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上継続している。
 - ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
3. 2. に当てはまる場合は、速やかに、担当部局へ届け出て、受診結果を報告してください。

●海外より帰国または来日した方、または、海外より帰国または来日して2週間、健康な状態を維持できたことが確認できない方と濃厚接触した方、4月8日以降、政府より発令された緊急事態宣言の対象地域より来県または帰県して2週間経過していない方（フローチャート②参照）

1. 海外から帰国または来日した方は、入国後、速やかに、渡航地域、渡航期間、利用交通機関（航空機便名等）等を担当部局へ届け出てください。また、緊急事態宣言の対象地域より来県または帰県して2週間経過していない方は、来県または帰県後、都府県名や帰県または来県ルートについて担当部局に届け出てください。症状の有無にかかわらず、入国日、濃厚接触をした日、来県または帰県日から2週間は出勤をせず、公共交通機関の利用を避けて自宅待機とし、他人との接触は控えてください。また、入国日、濃厚接触日、来県または帰県日より2週間は、毎日体温測定をする等、別添の経過記録票に健康状態を記入し、毎日各担当部局に報告してください。
2. 入国日、濃厚接触日、来県または帰県日より2週間以内に発熱や咳等の呼吸器症状、嗅覚・味覚異常等新型コロナウイルス感染症が疑われるような症状が出た場合、最寄りの保健所に電話して受診すべき医療機関などの指示を仰ぎ、事前に居住歴や渡航歴等を連絡した上で、マスクを着用の上、指定された医療機関に速やかに受診してください。また、結果を各担当部局に届け出てください。
3. 入国日、濃厚接触日、来県または帰県日より2週間、発熱なく、体調に異常を認めなかった場合は、各担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察期間を終了とします。

情勢が刻々と変化しておりますので、これらの対策については、今後、更に変更となる可能性がありますので、ご注意ください。新型コロナウイルスの対応に関しては、現在、感染の拡大を防ぐための重要な時期にあるため、下記ウェブサイト等から最新の情報を収集してください。

密閉、密集、密接、の3つの密について避けるようにし、下記を遵守してください。

- (ア) 飲食を伴う概ね5人以上での集会（食事会や飲み会など）は禁止します
- (イ) ライブハウス・カラオケ・ジム・ラウンジなどの利用も禁止します。
- (ウ) 不特定多数の方が集うセミナー・研究会・説明会・スポーツ・文化活動への参加も不可避の場合を除いて禁止します。
- (エ) 現時点では、大学内のサークル活動も禁止していますので、顧問の方はご注意ください。
- (オ) 室内での講義や会議などは、3つの密を避けるように工夫したうえで行ってください。当分の間、中止することも考慮してください。

他機関での学生の実習においては、学生の感染予防対策の徹底をお願いします。

- ・大分県HP 新型コロナウイルスに関するお知らせ
<https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/>
- ・県内の新型コロナウイルスに関する相談窓口について
<https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/covid19-consultation-desk.html>
- ・厚生労働省HP 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q15
- ・国立感染症研究所HP <https://www.niid.go.jp/niid/ja/>
- ・外務省海外安全HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・日本禁煙学会HP COVID-19の重症化因子に関する見解
http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content_id=243

【English Website】

- ・Centers for Disease Control and Prevention (CDC)
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/guidance-hcp.html>
- ・World Health Organization (WHO) <https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、平日は担当部局まで、夜間・休日は守衛所（旦野原：097-554-7426，挟間：097-586-6620）まで速やかに届け出てください。

※大分県内で新型コロナウイルス感染症が発生したため、発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）を認めない場合についても、毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。

発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常を含め体調不良を認める教職員の皆様へ（2020年2月1日以降、海外に渡航歴のない方、4月8日以降、緊急事態宣言の対象地域にいなかった方）

大学への出勤をせず、症状が改善するまで自宅待機をして、他人との接触は控えてください

速やかに担当部局へ届け出を行ってください
経過記録票の記入を開始してください

医療機関に受診が必要な場合は、まず電話をして症状を伝え、マスクを着用の上、受診してください

症状が改善しない

- ① 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

最寄りの保健所に電話で相談の上、指定された医療機関を受診してください

速やかに各所属部局の担当者へ届け出を行ってください

症状が改善した

出勤可となります

担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察を終了してください

※自宅待機となった場合は、就業禁止（有給）扱いとなります。

海外より帰国または来日した教職員の皆様

海外より帰国または来日した方（同居者等）と濃厚接触した教職員の皆様

4月8日以降、政府より発動された緊急事態宣言の対象地域より来県または帰県して2週間経過していない皆様

新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大しています。該当する方は、大学の感染症対策を徹底するために、下記の流れに沿って行動してください。

海外から帰国または来日した方、海外から帰国または来日して2週間、健康な状態を維持できなかったことが確認できない方と濃厚接触した方、4月8日以降、政府より発令された緊急事態宣言の対象地域より来県または帰県して2週間経過していない方は、各所属部局の担当者に報告し、入国日、濃厚接触日、来県または帰県日から2週間は、大学への出勤は停止し自宅待機とし、毎日体温測定を行い、経過記録票を記入する。厳重に健康観察を行い、外出を控える。健康状態については、各所属部局の担当者へ毎日報告する。

入国日、濃厚接触日、来県または帰県日より2週間以内に発熱や咳等の呼吸器症状や嗅覚・味覚異常等の体調不良を認める

最寄りの保健所に電話して受診すべき医療機関等の指示を仰ぎ、事前に居住歴や渡航歴等を連絡した上で、マスクを着用の上、指定された医療機関に速やかに受診する。

受診結果については、各所属部局の担当者まで報告する。

入国日、濃厚接触日、来県または帰県日より2週間自覚症状なく経過

担当部局へ経過記録票を提出

し、経過観察終了

出勤可